

生命・後遺障害保障(標準傷害保険)

共栄火災海上保険株式会社

標準傷害保険普通保険約款

傷害後遺障害保険金支払特約

特定感染症補償特約（傷害後遺障害保険金支払特約用）

新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症補償特約用）

天災補償特約

共同保険に関する特約

保険料分割払特約（一般団体契約用）

訴訟の提起に関する特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
き 危険	損害等の発生の可能性をいいます。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。</div>
し 傷害死亡保険金受取人	この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合に、同特約に規定する傷害死亡保険金受取人をいいます。
そ 損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害等をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ 保険期間 保険金 保険事故	保険証券記載の保険期間をいいます。
	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとし

ても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した保険事故による損害等については適用しません。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

- (1) 次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかつたとき。
- (2) (1)②の規定は、被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人である場合には適用しません。（注）

(注)被保険者の被った傷害に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限ります。

第8条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア.～オ.のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、

この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア. ~オ. のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア. ~オ. のいずれかに該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)・(2)の規定による解除が保険事故(注1)の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注1)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. ~オ. のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア. ~オ. のいずれかに該当する場合

④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべ

き者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があつたときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があつた場合に限ります。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険料の返還または請求－告知義務等の場合)

(1) 第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求してもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第5条（告知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）

(1) または第14条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \text{保険料(注1)} - \text{既経過期間(注2)に対し月割をもって計算した保険料}$$

ただし、中途更改(注3)により保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

(3) 第11条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社が保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がい

ないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、
①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、保険事故の内容または傷害の程度・損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第19条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項

として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度・損害の額(注2)、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条

(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)損害が生じた地および時における保険の対象の価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)
180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。
- (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第20条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第22条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するもの

とします。

- (3) 保険契約者が2名以上ある場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 - ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
 - ④ この保険契約に付帯された特約の保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。
- ① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
 - ② 犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害後遺障害保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
こ	後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	傷害 身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療 医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
ほ	保険金 傷害後遺障害保険金をいいます。 保険金額 保険証券記載のその被保険者の傷害後遺障害保険金額をいいます。 保険事故 傷害の原因となった急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険事故によって傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い次の算式によって算出した額を保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一保険事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乘じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 別表1の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①・②以外の場合で、別表1の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が(1)の傷害を受けたこと

によって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \right)$$

(6) (1)～(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次の①～⑯のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ③ ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑤ 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間に生じた保険事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限り

ます。

- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 被保険者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- ⑬ ⑩～⑫の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
- ⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①～③のいずれかに該当する間に生じた保険事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表3に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、保険金を支払います。

ア. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)をしている間

イ. 被保険者が乗用具(注2)を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により乗用具(注2)を使用している間
ウ. 被保険者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間

(注1)次のア.・イ.のいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2)自動車、原動機付自転車、モーターべート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 次の①・②のいずれかにより、被保険者の被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が第2条(1)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が第2条(1)の傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより、被保険者の被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の

方法で支払います。

第6条（保険事故が発生した場合の通知）

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第7条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①・②のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

① その被保険者に後遺障害が生じた時

② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

(2) 保険金の請求書類は、次の①～⑧に掲げる書類または証拠とします。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める傷害状況報告書

④ 公の機関の事故証明書。ただし、やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。

⑤ 後遺障害の程度を証明するその被保険者以外の医師の

診断書

⑥ 被保険者の印鑑証明書

⑦ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

⑧ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

(1) 当会社は、第6条（保険事故が発生した場合の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による被保険者の診断書の提出にあたり、診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注)収入の喪失を含みません。

第9条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第10条（保険金の受取人の変更）

保険契約者は、この特約の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	<p>(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廢したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの</p>	100%
第2級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護をするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護をするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>	89%

第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力 (注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廢したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (注2)	78%	第6級	(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廢したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廢したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの(注2)	50%
第4級	(1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廢したもの(注3) (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%			
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力 (注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの (注4)	59%			

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの(注2)</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(注5)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%	第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの(注2)</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの(注4)</p>	34%
-----	--	-----	-----	---	-----

第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2手指を失ったもの(注2) (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を失ったもの(注3) (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) (15) 1足の足指の全部の用を失したもの(注5) (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴^{てつ}をえたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2手指の用を失したもの(注3) (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%

第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの(注2) (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5) (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの(注2) (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの(注3) (11) 1足の第2の足指を失ったもの(注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの(注4)または第3の足指以下の3の足指を失ったもの(注4) (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの(注5) (13) 局部に頑固な神経症状を残すものの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
------	--	-----	---	-----

第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの^{さく}</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの^{てつ}</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの(注3)</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの(注4)</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの(注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの(注5)または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの(注5)</p>	7%	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの^{てつ}</p> <p>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの(注5)</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%
------	--	----	--	----

(注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

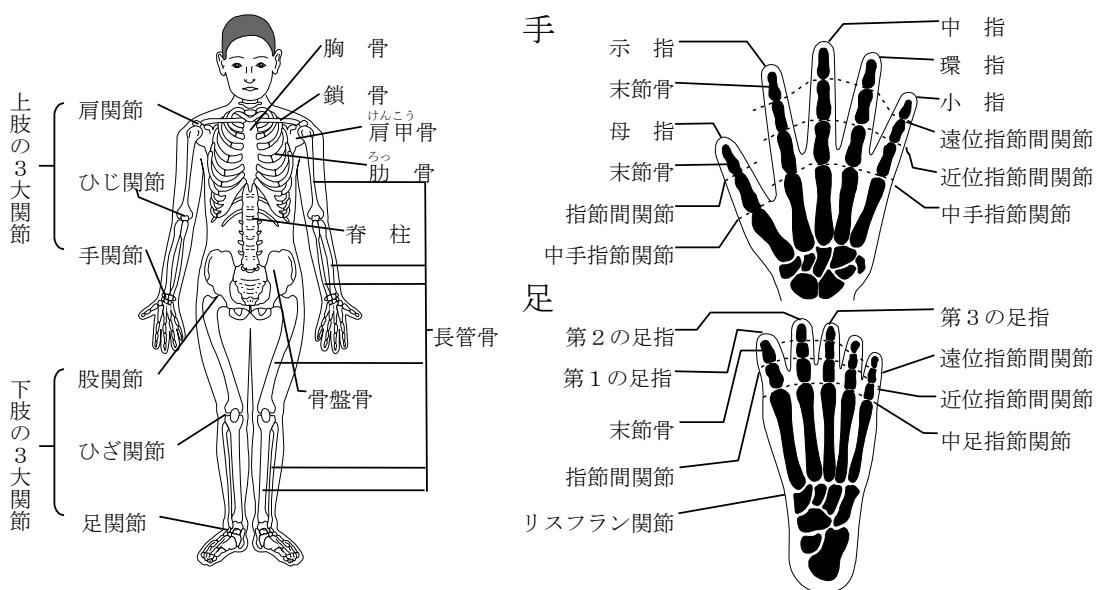
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表2

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

運動等	
1	山岳登はん(注1) (注1)ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。なお、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機(注2)操縦(注3) (注2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含まれません。 (注3)職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機(注4)搭乗 (注4)パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

別表3

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）②の職業

職業	
1	オートテスター(注1) (注1)テストライダーをいいます。
2	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーター・ボート競争選手
3	猛獣取扱者(注2) (注2)動物園の飼育係を含みます。
4	プロボクサー、プロレスラー
5	ローラーゲーム選手(注3) (注3)レフリーを含みます。
6	力士
7	その他1～6と同程度またはそれ以上の危険を有する職業

特定感染症補償特約(傷害後遺障害保険金支払特約)

用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。（注） (注)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師の診断によります。
ほ	保険金	後遺障害保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載のその被保険者の傷害後遺障害保険金額をいいます。
	保険事故	特定感染症の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約、普通保険約款、傷害後遺障害保険金支払特約およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い次の算式によって算出した額を保険金としてその被保

險者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{傷害後遺障害保険金支払特約別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を保険金として支払います。

(3) 傷害後遺障害保険金支払特約別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の保険金額に乘じる保険金支払割合は次の①～④のとおりとします。

① 傷害後遺障害保険金支払特約別表1の第1級～第5級に掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、傷害後遺障害保険金支払特約別表1の第1級～第8級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①・②以外の場合で、傷害後遺障害保険金支払特約別表1の第1級～第13級に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{傷害後遺障害保険金支払特約別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(6) この特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づき支払った傷害後遺障害保険金および(1)～(5)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)の故意または重大な過失

② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。

③ ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑤～⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4)使用済燃料を含みます。

(注5)原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、傷害後遺障害保険金支払特約の規定に従い傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、保険責任の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約(注)である場合には、適用しません。

(注)普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。なお、その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合には、その解除日を保険期間の初日とする保険契約を含みます。

第5条（傷害後遺障害保険金支払特約等の保険金の支払に関する特則）

(1) この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、同特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、既に支払ったこの特約の保険金または傷害後遺障害保険金支払特約の傷害後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出した額とします。

傷害死亡保険金支払特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害死亡保険金の額	=	保険証券記載のその被保険者の傷害死亡保険金額	-	既に支払ったこの特約の保険金および傷害後遺障害保険金支払特約の傷害後遺障害保険金の額
--	---	------------------------	---	--

(2) 傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、

保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づき支払った傷害後遺障害保険金の額およびこの特約第2条(保険金を支払う場合)の規定に基づき支払った保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条（保険事故が発生した場合の通知）

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、発病の日からその日を含めて30日以内に特定感染症の発病の状況および程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①・②のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① その被保険者に後遺障害が生じた時
 - ② 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 保険金の請求書類は、次の①～⑥に掲げる書類または証拠とします。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険期間中に特定感染症を発病したことおよび特定感染症の程度または特定感染症による後遺障害の程度を證明するその被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 被保険者の印鑑證明書
 - ⑤ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑證明書

⑥ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当会社は、第6条（保険事故が発生した場合の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求ることができます。
- (2) (1)の規定による被保険者の診断書の提出にあたり、診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注)収入の喪失を含みません。

第9条（傷害後遺障害保険金支払特約の適用除外）

傷害後遺障害保険金支払特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第6条（保険事故が発生した場合の通知）、第7条（保険金の請求）および第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）の規定は適用しません。

第10条（傷害後遺障害保険金支払特約の読み替え）

この特約については、傷害後遺障害保険金支払特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第5条（他の身体の障害または疾病の影響）	被保険者の被った第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合
第5条(1)①	特定感染症補償特約第2条(1)の傷害を被つた時

第5条(1)②	特定感染症補償特約 第2条(1)の傷害を被つた後
第9条（代位）	傷害 → 特定感染症

第11条（後遺障害等級限定補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害等級限定補償特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

読み替え対象の字句
同特約第2条（保険金を支払う場合）
傷害後遺障害保険金支払特約第2条(6)
傷害後遺障害保険金支払特約第2条(6)および同特約第5条（傷害後遺障害保険金支払特約等の保険金の支払に関する特則）(2)

第12条（脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定補償特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

読み替え対象の字句
同特約第2条（保険金を支払う場合）
傷害後遺障害保険金を支払います。

傷害後遺障害保険 金支払特約第2条 (6)	特定感染症補償特約（傷害後遺障 害保険金支払特約用）第2条(6) → および同特約第5条（傷害後遺障 害保険金支払特約等の保険金の 支払に関する特則）(2)
-----------------------------	--

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、傷害後遺障害保険金支払特約およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症補償特約用）

(1) 当会社は、この特約により、この保険契約に特定感染症補償特約（傷害後遺障害保険金支払特約用）が付帯されている場合には、同特約第1条（用語の定義）のうち「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。
「

用語	定義
と 特定 感染 症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次の①～④のいずれかに該当する感染症をいいます。（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症（注2） <p>(注1)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師の診断によります。</p> <p>(注2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。</p>

(2) 当会社は、この特約により、この保険契約に特定感染症補償特約（傷害部位・症状別保険金支払特約用）が付帯されている場合には、同特約第1条（用語の定義）のうち「就業制限」および「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。
「

用語	定義
し 就業 制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。

と	特定 感染 症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次の①～④のいずれかに該当する感染症をいいます。（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症（注2） <p>(注1)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師の診断によります。</p> <p>(注2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。</p>	<p>と</p> <p>特定 感染 症</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次の①～④のいずれかに該当する感染症をいいます。（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症（注2） <p>(注1)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師の診断によります。</p> <p>(注2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。</p>
---	---------------	---	---

」
(3) 当会社は、この特約により、この保険契約に特定感染症補償特約（傷害一時金支払特約用）が付帯されている場合には、同特約第1条（用語の定義）のうち「就業制限」および「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。

「

用語		定義
し	就業 制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。

天災補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金および傷害手術保険金支払特約、傷害通院保険金支払特約、傷害部位・症状別保険金支払特約、傷害一時金支払特約または傷害介護保険金支払特約が付帯された場合には、次の①・②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故

第2条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用しま

す。

「

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑥に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑥に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①～④の事項の確認のための調査 365日

⑥ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

共同保険に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
ひ 引受保険会 社	保険証券記載の保険会社をいいま す。

第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ・に掲げる事項
 - ア. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - イ. 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 保険事故発生もしくは損害等発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第4条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に

掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料分割払特約（一般団体契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
み 未払込保険 料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条（保険料の返還または請求）(1)までの規定および第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の保険事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条(2)の規定に従い初回保険料を払い込まない場合は、初回保険料を払い込む前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 次のア・イに掲げる事実がすべてあった場合
 - ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
 - イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
- (2) (1)の規定による解除は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日。
 - ② (1)②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求－告知義務）

務等の場合）（1）・（4）の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、追加保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）払込期日が到来していない保険料を変更することにより払い込まれる追加保険料を除きます。

（2）普通保険約款第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \text{普通保険約款第15条(2)の規定により算出した額} - \text{未払込保険料}$$

（3）普通保険約款第17条（保険料の返還－解除の場合）（1）～（5）の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当会社は、その額を請求することができます。

$$\text{返還する保険料} = \text{普通保険約款第17条(1)～(5)の規定により算出した額} - \text{未払込保険料}$$

第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）

（1）この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者（注）が死亡したときは、保険契約者は、傷害死亡保険金の支払を受ける以前に、その傷害死亡保険金が支払われるべき被保険者（注）の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）この保険契約に配偶者特約または親族特約が付帯された場合には、本人およびそれぞれの特約により被保険者となる者全員とします。

（2）この保険契約に介護一時金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者は、介護一時金の支払を受ける以前に、その介護一時金が支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第25条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当会社は、この特約により、この保険契約に付帯された他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

」

とあるのを

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注2）に対しては、保険金を支払います。

(注1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

」

と読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為(注1)の発生の可能性が著しく増加したことに
よって、この特約の引受範囲(注2)を超えることとなった
場合には、当会社は、保険契約者に対する48時間以前の書
面による予告をもって、この特約を解除することができます。

(注1)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注2)この特約を引き受けることができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、
将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）
の読み替えはなかったものとします。